事　務　連　絡
令和８年 11 月６日

各 { 都道府県 / 保健所設置市 / 特別区 } 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
移植医療対策推進室

「臓器提供意思登録サイト」への意思登録状況に関する問合せについて

「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成９年 10 月８日付け健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知。以下「ガイドライン」という。）第６の１（１）において、「主治医等が、患者の状態について、法に規定する脳死判定を行ったとしたならば、脳死とされうる状態にあると判断した場合以後において、家族等の脳死についての理解の状況等を踏まえ、臓器提供の機会があること及び承諾に係る手続について臓器移植コーディネーターによる説明を受けることが可能であることを口頭又は書面により告げること。その際、説明を聴くことを強制してはならないこと。併せて、臓器提供に関して意思表示カードの所持等、本人が何らかの意思表示を行っていたかについて把握するように努めること。」とされている。

また、臓器提供に関する意思表示は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、運転免許証、医療保険の資格確認書にある「意思表示欄」や、臓器提供意思表示カード（以下「個人番号カード等」という。）への記入に加えて、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下、「ＪＯＴ」という。）が運営している「臓器提供意思登録サイト」（以下、「サイト」という。）から登録することも可能である。

これまで、各医療機関において、本人の臓器提供に関する意思は、本人が所持している個人番号カード等の確認により把握されてきたが、今般、御家族の同意を得た医療機関がサイトへの登録状況を確認することも可能となった。サイトへの意思登録状況に関しては、ＪＯＴが把握していることから、臓器提供に関する意思の確認が必要になった時点で、

御家族の同意を得た医療機関から、ＪＯＴに対してお問い合わせいただきたい。また、サイトへの意思登録状況に係る問い合わせに関しては、令和８年 11 月 16 日以降に発生した症例から、別添に記載された手順に従い行うこと。

なお、問合せの結果、確認された本人の意思のうち、臓器を提供しない意思については、本人がサイトへの意思登録後に個人番号カード等で臓器を提供したい意思を表示していなければ、サイトへの登録情報をもって有効な意思表示として扱われ、当該者からの臓器提供は不可であることに留意されたい。また、臓器を提供する意思については、有効な書面と併せて有効な意思表示として扱われることに留意されたい。さらに、書面が確認できない場合においても、本人の意思を推定するに当たっては重要な情報となることから、積極的に問合せの上、活用いただきたい。

なお、医療機関から問合せを行うことについて御家族の同意を得たことは、診療録等に記録することが望ましい。

貴自治体におかれては、上記内容についてご承知おきいただくとともに、ガイドライン第４の３に定める施設（５類型施設）をはじめとして、脳死下又は心停止後の臓器提供を実施する施設に対して周知をお願いしたい。

【御参考】

〇公益社団法人日本臓器移植ネットワーク 臓器提供意思登録サイト
リンク先：https://www2.jotnw.or.jp/